

自治会会則

平成7年11月12日

コスモ大宮ガーデンシティ自治会

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 この会はコスモ大宮ガーデンシティ自治会（以下「本会」という）と称し、その事務所をコスモ大宮ガーデンシティ内に置く。

(目 的)

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、共通の利益及び福祉を増進し、明るく住み良い生活環境をつくることを目的とする。

(事業活動)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の活動を行うものとする。

- (1) 生活環境の維持と改善に関すること。
- (2) 慶弔、福利厚生に関すること。
- (3) 環境衛生、防犯防災に関すること。
- (4) 文化、教養、体育、娯楽に関すること。
- (5) 広報に関すること。
- (6) こどもの健全な育成に関すること。
- (7) 外部団体、自治会との渉外に関すること。
- (8) その他、本会の目的達成のために必要なこと。

第2章 会 員

(会 員)

第4条 本会の会員はコスモ大宮ガーデンシティに居住する者とし、一世帯を一単位とする。

(会員の入会及び脱会)

第5条 会員の入会及び脱会は次による。

入会は所定の入会届を提出し、脱会は所定の脱会届を提出すること。

但し、脱会届を提出することなくコスモ大宮ガーデンシティから転居したときは脱会とみなす。

(会員の権利)

第6条 会員は次の権利を有する。

- (1) 本会の行う事業活動に参加し、共通の利益を受けること。

- (2) 本会の役員を選出に関し、本会則の定めるところにより選出し、あるいは選出されること。
- (3) 本会の保有する関係書類を閲覧すること。

(会員の義務)

第7条 会員は次の義務を負うものとする。

- (1) 本会則を守り、本会の活動に積極的に協力すること。
- (2) 会費を納入すること。

第3章 役員

(役員構成)

第8条 本会には次の役員を置き、会の運営と執行にあたる。

役員数は役員会で決めることができる。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
総 務	1 名
会 計	1 名
広 報	1 名
環境衛生	1 名
体 育	1 名
文 化	1 名
防 犯	1 名
防 災	1 名
監 事	1 名
顧 問	若干名
班 長	11名

(役員選出及び任期)

第9条 役員選出及び任期は次のようにする。

- (1) 前条の会長以下防災までの役員は、会員より公募し立候補した者、または会員より推薦された者が総会において承認を得るものとする。
任期は1年として再任は妨げないものとする。
- (2) 監事は前年度の管理組合理事長及び役員会で適当と認めた者とする。
任期は1年として再任は妨げないものとする。
- (3) 顧問は管理組合理事長及び役員会で適当と認めた者とする。

任期は1年として再任は妨げない。

- (4) 班長は各階ごとの11班で、各班1名の班長を選出するが自治会役員、管理組合理事と兼務できないものとする。任期は1年とする。
- (5) 役員に欠員が生じたときは、その補充を行う。任期は前任者の残任期間とするが、残任期間が3分の1を切る場合は会長が兼務するものとする。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は次の通りとする。

会長は、本会を代表し、運営及び活動を総括する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、これを代理する。

総務は、庶務一般及びこどもの健全な育成に関するものを行う。

会計は、会計事務に関するものを行う。

広報は、広報全般に関するものを行う。

環境衛生は、環境衛生、健康管理の向上に関するものを行う。

体育は、体育行事及び体育クラブ指導に関するものを行う。

文化は、文化に関するものを行うとともに趣味の会の育成に関するものを行う。

防犯は、防犯に関するものを行うとともに防犯推進委員を兼務する。

防災は、自主防災本部と連携し、防災に関するものを行う。

監事は、会計及び会務を監査する。

班長は、担当班の連絡、集金に当たり、班を代表する。

第4章 会 議

(会 議)

第11条 本会に次の会議を置く。

総 会

役員会

班長会

(総 会)

第12条 総会は、本会の最高決議機関であり、全会員で構成する。

総会は、会長が召集して毎年4月に行う定期総会と会員の3分の1以上の要請により開催する臨時総会とからなる。

(総会の付議事項)

第13条 次の事項は総会に付議しなくてはならない。

- 1、会則の改廃
- 2、事業活動の報告
- 3、事業活動計画の決定
- 4、決算の報告
- 5、予算の決定
- 6、役員決定
- 7、その他役員会が、総会で付議する必要があると認めた案件

(総会の成立)

第14条 総会は会員の2分の1以上(委任状を含む)の出席をもって成立とする。

(総会の表決)

第15条 総会の議題の表決は出席会員の過半数をもって成立とする。賛否同数の場合は議長がこれを決める。

この規定にかかわらず、第12条1項の表決は出席会員の3分の2以上をもって決めるものとする。

(役員会)

第16条 役員会は、本会の活動について運営審議する機関であり、役員で構成する。

(役員会の召集)

第17条 役員会は定期的開催する。但し役員過半数の要請があったとき、または会長が必要と認めたときは臨時に召集することができる。

(役員会の表決)

第18条 役員会の議題の表決は出席役員過半数をもって成立とする。

(班長会)

第19条 必要に応じて、班長会を会長及び役員会が召集することができる。

第5章 会 計

(収 入)

第20条 本会の経費は会費その他の収入をもって充てる。

(支 出)

第21条 本会の経費は予算に基づき支出する。

(会費)

第22条 本会の会費は一世帯月額300円とし、4月から9月の半期分を4月末日までに、10月から3月までの半期分を10月末日までに班長へ納入するものとする。但し、脱会届を提出して本会を脱会する場合は、脱会する翌月分から納入してある月の分までの会費は返納する。その他の場合は返納しないものとする。途中入会の場合は、入会届を提出した当月より会費を納入するものとする。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

(監査)

第24条 本会の会計は総会までに監査を受けるものとする。

第6章 雑 則

(弔慰金)

第25条 本会を構成する世帯のご不幸に際し、弔慰金を送る。
1件につき10,000円とする。

(本則外の事項)

第26条 この会則に定めのない事項については、関係法令及び社会慣行その他役員会の裁量に処す。

(本則の施行)

第27条 この会則は平成7年11月12日より施行する。

1997年4月13日	一部改正
2003年4月20日	一部改正
2008年4月20日	一部改正
2016年4月23日	一部改正

自治会会則の改正履歴

2016年4月23日	<p>第3条（事業活動）</p> <p>(5) 広報に関すること。 (6) <u>こどもの健全な育成に関すること。</u> (7) 外部団体、自治会との渉外に関すること。 (8) その他、本会の目的達成のために必要なこと。</p> <p>第8条（役員の構成）</p> <p>本会には次の役員を置き、会の運営と執行にあたる。 <u>役員数は役員会で決めることができる。</u></p> <table border="0"><tr><td>会 長</td><td>1 名</td></tr><tr><td>副 会 長</td><td>若干名</td></tr><tr><td>総 務</td><td>1 名</td></tr><tr><td>会 計</td><td>1 名</td></tr><tr><td>広 報</td><td>1 名</td></tr><tr><td>環境衛生</td><td>1 名</td></tr><tr><td><u>体 育</u></td><td><u>1 名</u></td></tr><tr><td><u>文 化</u></td><td><u>1 名</u></td></tr><tr><td>防 犯</td><td>1 名</td></tr><tr><td>防 災</td><td>1 名</td></tr><tr><td>監 事</td><td>1 名</td></tr><tr><td>顧 問</td><td>若干名</td></tr><tr><td>班 長</td><td>11名</td></tr></table> <p>第9条（役員の選出及び任期）</p> <p>役員を選出及び任期は次のようにする。</p> <p>(1) 前条の会長以下<u>防災</u>までの役員は、会員より公募し立候補した者、または会員より推薦された者が総会において承認を得るものとする。 任期は1年として再任は妨げないものとする。</p> <p>(2) 監事は前年度の管理組合理事長及び役員会で適当と認めた者とする。 任期は1年として再任は妨げないものとする。</p> <p>第10条（役員の任務）</p> <p>役員の仕事は次の通りとする。</p>	会 長	1 名	副 会 長	若干名	総 務	1 名	会 計	1 名	広 報	1 名	環境衛生	1 名	<u>体 育</u>	<u>1 名</u>	<u>文 化</u>	<u>1 名</u>	防 犯	1 名	防 災	1 名	監 事	1 名	顧 問	若干名	班 長	11名
会 長	1 名																										
副 会 長	若干名																										
総 務	1 名																										
会 計	1 名																										
広 報	1 名																										
環境衛生	1 名																										
<u>体 育</u>	<u>1 名</u>																										
<u>文 化</u>	<u>1 名</u>																										
防 犯	1 名																										
防 災	1 名																										
監 事	1 名																										
顧 問	若干名																										
班 長	11名																										

	<p>会長は、本会を代表し、運営及び活動を総括する。</p> <p>副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、これを代理する。</p> <p>総務は、庶務一般及び<u>こどもの健全な育成</u>に関するものを行う。</p> <p>会計は、会計事務に関するものを行う。</p> <p>広報は、広報全般に関するものを行う。</p> <p>環境衛生は、環境衛生、健康管理の向上に関するものを行う。</p> <p>体育は、体育行事及び体育クラブ指導に関するものを行う。</p> <p><u>文化は、文化に関するものを行うとともに趣味の会の育成に関するものを行う。</u></p> <p>防犯は、防犯に関するものを行うとともに防犯推進委員を兼務する。</p> <p>防災は、自主防災本部と連携し、防災に関するものを行う。</p> <p>監事は、会計及び会務を監査する。</p> <p>班長は、担当班の連絡、集金に当たり、班を代表する。</p>																												
2008年4月20日	<p>第3章 役員（役員構成）</p> <p>第8条本会には次の役員を置き、会の運営と執行にあたる。</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">現 行</th> <th style="width: 50%;">改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会 長 1名</td> <td>会 長 1名</td> </tr> <tr> <td>副 会 長 1名</td> <td><u>副 会 長 若干名</u></td> </tr> <tr> <td>総 務 1名</td> <td>総 務 1名</td> </tr> <tr> <td>会 計 1名</td> <td>会 計 1名</td> </tr> <tr> <td>広 報 1名</td> <td>広 報 1名</td> </tr> <tr> <td>環境衛生 1名</td> <td>環境衛生 1名</td> </tr> <tr> <td>体 育 1名</td> <td><u>体 育 若干名</u></td> </tr> <tr> <td>監 事 1名</td> <td><u>防 犯 1名</u></td> </tr> <tr> <td>こども会 1名</td> <td><u>防 災 1名</u></td> </tr> <tr> <td>顧 問 若干名</td> <td>監 事 1名</td> </tr> <tr> <td>班 長 11名</td> <td>こども会 1名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>顧 問 若干名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>班 長 11名</td> </tr> </tbody> </table> <p>（役員職務）</p> <p>第10条 役員職務は次の通りとする。</p> <p>現行条文に次の役員を加える。</p> <p>防犯は、防犯に関するものを行うとともに防犯推進委員を</p>	現 行	改 正	会 長 1名	会 長 1名	副 会 長 1名	<u>副 会 長 若干名</u>	総 務 1名	総 務 1名	会 計 1名	会 計 1名	広 報 1名	広 報 1名	環境衛生 1名	環境衛生 1名	体 育 1名	<u>体 育 若干名</u>	監 事 1名	<u>防 犯 1名</u>	こども会 1名	<u>防 災 1名</u>	顧 問 若干名	監 事 1名	班 長 11名	こども会 1名		顧 問 若干名		班 長 11名
現 行	改 正																												
会 長 1名	会 長 1名																												
副 会 長 1名	<u>副 会 長 若干名</u>																												
総 務 1名	総 務 1名																												
会 計 1名	会 計 1名																												
広 報 1名	広 報 1名																												
環境衛生 1名	環境衛生 1名																												
体 育 1名	<u>体 育 若干名</u>																												
監 事 1名	<u>防 犯 1名</u>																												
こども会 1名	<u>防 災 1名</u>																												
顧 問 若干名	監 事 1名																												
班 長 11名	こども会 1名																												
	顧 問 若干名																												
	班 長 11名																												

	<p>兼務する。</p> <p>防災は、自主防災本部と連携し、防災に関することを行う。</p>
2003年4月20日	第3章 役員 第8条（役員の構成）
1997年4月13日	<p>第3章 役員 第8条（役員の構成）</p> <p>第9条（役員の選出及び任期）1）、5）</p>